

新型コロナウイルス感染予防及び
感染者発生後の対応について

1. 感染予防対策

新型コロナウイルスに係る感染予防・まん延防止のための徹底事項

- (1) 点呼時の体温測定の実施
- (2) 点呼時の健康状態の把握徹底（別添：健康管理表参照）
※確認事項：①体温37.5℃以上の有無 ②頭痛の有無 ③倦怠感の有無
④のどの痛み ⑤咳の有無 ⑥味覚・臭覚の異常 など
- (3) 石鹸やアルコール消毒液などによる手洗い
- (4) 正しいマスクの着用の徹底及び咳エチケットの励行
- (5) 3つの「密」を避ける
①密閉空間 ②密集場所 ③密接場面

2. 感染者発生後の対応

- (1) 事前準備
①管轄の保健所の確認

【熊本県内保健所一覧】

保健所名	電話番号	管轄市町村
熊本市保健所	096-372-0705 096-364-3222	熊本市
山鹿保健所	0968-44-4121	山鹿市
菊池保健所	0968-25-4138	菊池市、合志市、菊池郡
阿蘇保健所	0967-24-9030	阿蘇市、阿蘇郡
御船保健所	096-282-0016	上益城郡
八代保健所	0965-32-3229	八代市、八代郡
水俣保健所	0966-63-4104	水俣市、葦北郡
人吉保健所	0966-22-3107	人吉市、球磨郡
有明保健所	0968-72-2184	荒尾市、玉名市、玉名郡
宇城保健所	0964-32-1207	宇土市、宇城市、美里町
天草保健所	0969-23-0172	上天草市、天草市、天草郡

- ②対応責任者や担当者を事前に決め、意思決定者、対応者を明確にする。
- ③事務所の消毒作業の依頼業者を探す。

※（一社）熊本県ペストコントロール協会での消毒作業は実施可能です
連絡先：担当者 東田様（096-337-6803）

（2）感染症患者が発生した場合

①感染者の把握

新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合、感染者は隔離され、居住地の保健所により、行動履歴・勤務先等について聞き取り調査が行われます。

感染者の居住地の保健所は、事業者への聞き取り調査や感染者の勤務先を管轄する保健所に対し、疫学調査を実施するよう依頼され、事業者は、管轄保健所からの疫学調査実施の連絡により、従業員の感染の連絡があります。

②疫学調査の対応準備

感染者が在籍していた部署があるフロアー全体的見取り図と、個人名入りの座席表を準備。

③保健所の積極的疫学調査への協力及び命令・指導を受ける

保健所職員が、濃厚接触者の特定と行動把握が行われます。保健所は、濃厚接触者の中で体調に異常が認められる者について、検査を行うとともに、最終接触日から2週間の自宅待機を依頼されます。

対応責任者は、濃厚接触者全員のリストを作成し、管理する。

（記載項目（例）：①氏名、②生年月日、③年齢、④住所、⑤電話番号）

その際、対応責任者は、各濃厚接触者に対し、調査を行った保健所から居住地の保健所に対し、情報提供が行われる旨を伝達する必要があります。

なお、濃厚接触者は、最終接触日の翌日から2週間の自宅待機となります。

※「濃厚接触者」：患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）や手で触れることまたは、対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で必要な感染予防なしで、「患者」と接触があった者。

④保健所の指示・指導に従い、消毒および濃厚接触者の管理

保健所は、必要に応じて事業所の消毒（必要な範囲および使用する薬剤と方法）を指示するとともに、必要であれば感染者が触れた可能性の高い消耗品の廃棄等についても要請する場合があります。

なお、消毒の実施費用については、事業者の自己負担となります。（消毒作業は、自力で対処可能な場合も、専門業者が必要な場合もありますが、保健所の

指示の内容によります)

対応責任者は、保健所の命令を受けた部分（主に感染者本人及び濃厚接触者の行動した範囲）の消毒が完了するまで、可能な限り、非濃厚接触者の出勤も控えさせることとなります。

全ての濃厚接触者（自宅待機者・通常出勤者の双方）について、毎日健康状態（体温、咳、倦怠感の有無等）を自己チェックし、毎日その結果を集約のうえ、保健所に報告し、異常が認められた場合には、保健所の指示に従います。

感染者及び濃厚接触者に関する保健所のやりとりは、個人情報を含んでいまずので、取扱いには注意が必要です。

感染者の発生を対外的に公表するように保健所が指示することはありません。地域社会への対応上の必要に応じて、適宜判断が必要になります。

⑤さらに感染者が発生した場合

濃厚接触者などから、さらに感染者が発生した場合、対応責任者は、保健所の指示に従い、濃厚接触者リストを更新し、濃厚接触者管理を継続する必要があります。

新たな感染者が発生した場合は、対応責任者は、保健所の指示があれば、事業所の再消毒を行う必要があります。

⑥自宅待機期間が終了した者について

対応責任者は、発症することなく自宅待機期間を終えた濃厚接触者の健康状態を再度確認し、職場復帰の判断が必要になります。

⑦全員が職場復帰するまで、濃厚接触者の管理継続

濃厚接触者全員が職場復帰するまで、対応責任者は濃厚接触者の管理を行う必要があります。